

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年6月10日
【事業年度】	第11期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	日本通信株式会社
【英訳名】	Japan Communications Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三田 聖二
【本店の所在の場所】	東京都品川区南大井六丁目25番3号
【電話番号】	03-5767-9100（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役ＣＦＯ 福田 尚久
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区南大井六丁目25番3号
【電話番号】	03-5767-9100（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役ＣＦＯ 福田 尚久
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出した第11期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）の有価証券報告書及び平成19年10月1日に提出した第11期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）の有価証券報告書の訂正報告書の記載事項に一部訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものです。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しています。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

(1) ～(8) <略>

(9) 取締役会で決議することができる株主総会決議事項

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めています。

(10) <略>

（訂正後）

(1) ～(8) <略>

(9) 取締役会で決議することができる株主総会決議事項

① 自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能にするため、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めています。

② 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能にするため、取締役会の決議によって会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）を行なうことができる旨を定款に定めています。

(10) <略>